

1 事業概要

事務事業名		内水排除整備事業			会計	一般会計		
					事業区分	政策	実施区分	継続
担当課等名		地域計画課			開始	H12	終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称				
	戦略計画							
	分野別計画	○	松尾地区内水排除緊急時対応計画					
	法令・例規等							
事業目的		対象	松尾地区の水害が想定される区域					
		意図	生命と財産を守る					

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		わかりやすい操作マニュアル等を整備し訓練の継続が必要です。 機材については、適切な点検、修繕、更新をしていく必要があります。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容			事業費(千円)
	天竜川が増水し、松尾地区から天竜川へ流出する河川（祝井沢川、金色洞沢川）の水位を上回った場合、逆流を防ぐためにひ門が閉鎖されます。これにより、地区内河川の流出先がなくなるため、排水ポンプを操作し天竜川へ内水を排除します。平成12年度から、排水ポンプ車を順次導入し、さらに職員、地元（竜水開発組合）、地元業者による内水排除体制を確立しています。災害時に適切な対応ができるよう、操作員の技量向上、機器の整備を行います。			需用費（消耗品費、燃料費、修繕料）			1,310
				役務費（通信費、手数料、保険料）			242
				委託料（施設設備設置 訓練止水板設置）			440
				負担金（クレーン機械講習受講者負担金）			53
				公課費（自動車重量税）			115
その他の経費			0				
活動指標	指標名（数値で表せる活動量）		単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	排水訓練の実施（4、5、7月）		回／年	3			
	毎月のポンプ車等定期点検の実施		回／年	12			
	排水ポンプ等の点検車輛・機器の法定点検		回／年	1			
	関係機関との連携		回／年	1			
29年度 予算	財源の状況(千円)		当初予算額	特定財源内訳及び補足事項			
	事業費 計		2,160				
	国庫支出金		0				
	県支出金		0				
	地方債		0				
	その他		0				
	一般財源		2,160				

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	3	3	12	4	2,160 0	内水排除整備事業費
2								
3								
4								
5								
6								
7								

(環境ISO管理)

事業No. 247 事業名 内水排除整備事業

地域計画課

環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			—	×	×	—	×	—		特定家電用機器再商品化法（家電リサイクル法）	廃棄時における家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管（1年）	—	—
機械の使用	○			×	—	×	—	—	—					
											使用済み自動車の再資源化等に関する法律	リサイクル券の保管（自動車所有者）、引取証明書の保管（自動車廃棄時）（1年）	○	○

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
機械の使用に伴い、騒音・振動が発生する。	事務室テレビ 廃棄時に	事務室テレビを廃棄時に、家電リサイクル券の排出者控えの受領・保管を適正に行う。	廃棄テレビがなかった。	○	廃棄テレビがなかった。	○
訓練により体制を確立することで、災害時において適切な対応ができる。	家電リサイクル券を受領し、保管（1年）を行う。					
	保管車両 購入・車検時・廃棄時 リサイクル券の保管及び引取証明書保管（1年）を行う。	所管車両の購入時・車検時にリサイクル券の保管を行うとともに、廃棄時に引取証明書の保管（1年）を適正に行う。	車検時に6台のリサイクル券の保管を行った。	○	車検時に2台のリサイクル券の保管を行った。	○

1 事業概要

事務事業名		都市計画推進事業			会計	一般会計			
					事業区分	政策	実施区分	継続	
担当課等名		地域計画課			開始	H12	終了		
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称					
	戦略計画	○	12	リニア時代を支える都市基盤を整備する					
	分野別計画		土地利用基本方針（都市マスタープラン）						
			飯田都市計画						
	法令・例規等		都市計画法						
事業目的		対象	飯田市全域						
		意図	適正かつ合理的な土地利用及び都市の健全な発展と秩序ある整備を図る						

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ります。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容		事業費(千円)	
	・地域住民の意向を十分踏まえつつ、都市計画決定に向けた現地調査等を行い、今後訪れるリニア時代を見据えた土地の合理的な利用を図ります。 ・GISデータ更新等を継続して行い、最新のデータの共有化を図り、市民等へ良好なサービスを行います。 ・飯田市の先進的な取組をサミット、視察等で行い、ラウンドアバウトの有効性を発信します。 ・まちづくりの核となる道路計画とし、桜の保全を考慮した道路整備を行います。			都市計画総務費（都市計画審議会委員報酬等）		937	
				都市計画基本図作成費（システム改修業務等）		1,882	
				土地利用基本方針運用事業費（既存不適格調査等）		11,903	
				ラウンドアバウト普及促進事業費（総会等）		255	
				桜並木整備事業費（現地測量業務等）		3,134	
				その他の経費		0	
活動指標	指標名（数値で表せる活動量）	単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
	都市計画審議会等の運営	回／年	3				
	GISへの情報登載及びデータ更新	回／種	1				
	ラウンドアバウト普及促進協議会（総会等）	回／年	1				
	桜並木整備及び桜の保存に向けた勉強会等	回／年	3				
29年度 予算	財源の状況(千円)	当初予算額	特定財源内訳及び補足事項				
	事業費 計	18,111	(そ)市地図実費収入 140千円 (そ)都市計画図実費収入 70千円				
	国庫支出金	0					
	県支出金	0					
	地方債	0					
	その他	210					
	一般財源	17,901					

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	4	1	10	1	937 0	都市計画総務費
2	1	8	4	1	10	2	1,882 0	都市計画基本図作成費
3	1	8	4	1	10	7	11,903 0	土地利用基本方針運用事業費
4	1	8	4	1	10	10	255 0	ラウンドアバウト普及促進事業費
5	1	8	4	1	10	11	3,134 0	桜並木整備事業費
6								
7								

(環境ISO管理)

事業No. 248 事業名 都市計画推進事業

地域計画課

環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			－	×	×	－	×	－					
桜並木の概略設計	○			－	－	○	○	－	○					
土地基盤情報（GIS）の電子化	○			－	○	－	－	○	－					
ラウンドアバウト普及活動	○			○	－	○	－	－	○					

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成 状況	進捗状況・成果	達成 状況
桜並木整備事業・・・緑地の保全により、温暖化防止に繋がり、また良好な景観が図れる。 土地基盤情報作成事業・・・電子化に伴い、無駄な廃棄物の抑制が図れる。 ラウンドアバウト普及促進事業・・・無駄な待ち時間の解消、信号制御の電力消費不要となり、CO2の削減が図れる。						

1 事業概要

事務事業名		土地利用計画推進事業			会計	一般会計			
					事業区分	政策	実施区分	継続	
担当課等名		地域計画課			開始	H19	終了		
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称					
	戦略計画	○	12	リニア時代を支える都市基盤を整備する					
	分野別計画		国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画						
	法令・例規等		国土利用計画法、都市計画法、景観法、都市緑地法、屋外広告物法						
		土地利用基本条例、土地利用調整条例、都市計画法施行条例、景観条例、緑の育成条例等							
事業目的		対象	飯田市全域						
		意図	計画に基づく土地利用が行われる						

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		リニア中央新幹線の開業に向けリニア駅周辺の土地利用・景観育成の検討が必要です。また、交流人口の拡大を目指す中において、住む人、訪れる人の双方にとって魅力ある地域づくりに向けた、計画的な土地利用と景観・緑の保全・育成を進める必要があります。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容			事業費(千円)
	関係するまちづくり委員会と協力し、リニア駅周辺の土地利用、景観に関する検討を行います。必要に応じ、土地利用基本方針、景観計画等を変更します。 地域の特性や個性を生かした地域づくりを進めるため、地域の土地利用、景観・緑の計画の策定を進めます。			土地利用計画審議会報酬・旅費			190
				計画検討に係る講師謝礼・旅費			309
				打合せ等旅費、消耗品その他			989
その他の経費						0	
活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)		単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	土地利用関係計画の策定・変更		回	2			
	土地利用計画に係る例規の制定・改正		回	3			
29年度 予算	財源の状況(千円)		当初予算額	特定財源内訳及び補足事項			
	事業費 計		1,488				
	国庫支出金		0				
	県支出金		0				
	地方債		0				
	その他		0				
	一般財源		1,488				

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	4	1	10	5	1,394 0	土地利用基本方針策定事業費
2	1	8	4	1	10	6	94 0	景観形成推進事業費
3								
4								
5								
6								
7								

環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			－	×	×	－	×	－		土地利用基本条例	市及び地区の土地利用に係る方針決定、当該方針に基づく土地利用	○	○
適正な土地利用へ誘導	○			○	○	○	○	－	○			市及び地区の景観・緑に係る方針決定、当該方針に基づく景観・緑の育成	○	○
良好な景観及び緑の育成	○			－	－	○	○○	－	○○	○	土地利用調整条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
開発と周辺の環境及び景観との調整	○			○○	－	－	○	－	○○	○	景観条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
											都市計画法施行条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○
											屋外広告物条例	開発と周辺の環境及び景観との調整	○	○

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
計画に基づく適正な土地利用が進む。地域の特性・個性を活かした景観・緑が育成される。	土地利用基本方針 平成29年度末 国土利用計画第3次飯田市計画に即し、その他必要な変更を行う。	第3次飯田市計画に即し、土地利用基本方針の都市構造などの他、地域での検討などを踏まえて併せて必要な見直しを行う。9月までに素案をまとめ、必要な手続きを年内に行う。	土地利用基本方針の変更について予定通り、素案をまとめることができた。	○	土地利用基本方針については、予定通りに法令の手続きを経て、平成30年1月1日付けで変更することができた。	○
	景観計画 平成29年度末 土地利用基本方針に即し、必要な変更を行う	基本方針に即し、地域での検討などを踏まえて必要な見直しを行う。12月までに素案をまとめ、必要な手続きを年度内に行う。	太陽光発電施設の取扱い、建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の見直し及び三遠南進自動車道における屋外広告物規制地域の指定に向けて、予定通り素案をまとめることができた。	○	景観計画（太陽光、最低敷地及び三遠南信）については、予定通りに法令の手続きを経て、平成29年12月25日付けで変更することができた。	○

1 事業概要

事務事業名		市営住宅管理事業			会計	一般会計		
					事業区分	経常	実施区分	継続
担当課等名		地域計画課			開始		終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称				
	戦略計画							
	分野別計画							
	法令・例規等	○	市営住宅等条例					
事業目的		対象	市営住宅					
		意図	適正な維持管理					

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)	市営住宅及び共同施設（以下、「市営住宅等」という。）を法令、例規に規定する責任区分の範囲で、修繕、工事等を実施することで、適正に維持管理します。
--------------------------------	--

29年度 取組	取組内容		経費の内容		事業費(千円)
	1 管理委託により、長野県住宅供給公社が取り組みます。 ・市営住宅等の修繕、工事等 ・市営住宅家賃の滞納整理等 ・市が直接行う事務への支援		施設管理業務委託料		61,599
			(管理棟数137棟、管理戸数822戸)		0
	2 市が直接取り組みます。 ・市営住宅家賃の収入確認、口座振替による収納など ・市営住宅敷金の収入確認				
	・市営住宅家賃滞納者等への明渡請求等及びそれに伴う裁判手続 ・施設の目的外使用許可				
	その他の経費				12,795

活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
			計画			
	市営住宅等の整備工事及び修繕	件	187			
	市営住宅等の維持管理	棟	137			

29年度 予算	財源の状況(千円)		当初予算額	特定財源内訳及び補足事項		
	事業費 計		74,394	(そ) 住宅使用料(現年度分)		
	国庫支出金		0			
	県支出金		0			
	地方債		0			
	その他		74,394			
	一般財源		0			

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	5	1	10	1	74,394 0	住宅管理一般経費
2								
3								
4								
5								
6								
7								

地域計画課

環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			－	×	×	－	×	－		公営住宅法	法律に規定する運用等を行い、適正管理する。	○	○
管理代行・指定管理(長野県住宅供給公社)	○			○	○	－	－	－	○	○	市営住宅等条例	条例に規定する箇所へ修繕の必要が生じたときは修繕する。	○	○
											消防法	法律に規定する設備点検等を行い、適正管理する。	○	○
											水道法	法律に規定する受水槽等の点検を行い、適正管理する。	○	○
											下水道法	法律に規定する合併浄化槽の点検等を行い、適正管理する。	○	○

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
大気汚染、騒音・振動の発生	長野県住宅供給公社による市営住宅の管理	長野県住宅供給公社からの毎月の月報をもとに、環境に影響がないかどうかのチェックを行う。悪影響がある場合は、改善の指示を行う。	長野県住宅供給公社からの月報に環境に影響する案件はなく、入居者からの相談からも該当する案件はなかった。	○	長野県住宅供給公社からの年報に環境に影響する案件はなく、入居者からの相談からも該当する案件はなかった。	○
水質の保全、廃棄物の抑制、人体への危険・感染防止	平成29年度末までに環境に影響を及ぼすことがないよう管理する。					

1 事業概要

事務事業名		旧市営住宅敷地管理等事業			会計	一般会計		
					事業区分	政策	実施区分	継続
担当課等名		地域計画課			開始		終了	
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称				
	戦略計画							
	分野別計画							
	法令・例規等	○	地方自治法					
		民法						
事業目的		対象	旧市営住宅敷地（普通財産）					
		意図	適正な賃貸借料の徴収及び土地売却の推進					

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		過去において、旧市営住宅建物を払下げ、払下げを受けた方との賃貸借契約により、敷地料を納入していただいておりますが、期間が経過するにつれて、払下げた建物が老朽化や、建物所有者の事情の変化に伴って、建物が空き家化したり、土地賃貸借料の未納などの問題などが発生してきています。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容			事業費(千円)
	通常の契約事務、賃貸借料の請求、収納及び滞納整理などに加え、不要な土地の売却に向けて、当該土地の更地化の推進に取組めます。			当面、0 予算で対応します。			0
その他の経費						0	
活動指標	指標名（数値で表せる活動量）	単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
	賃貸借料の収納率	%	18				
	更地化した土地の筆数	筆	1				
29年度 予算	財源の状況(千円)	当初予算額	特定財源内訳及び補足事項				
	事業費 計	0					
	国庫支出金	0					
	県支出金	0					
	地方債	0					
	その他	0					
	一般財源	0					

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	5	1	10	1	0 0	住宅管理一般経費
2								
3								
4								
5								
6								
7								

地域計画課

環境側面	常時	非常時	緊急	評価 1	評価 2	評価 3	評価 4	評価 5	評価 6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			－	×	×	－	×	－					

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成 状況	進捗状況・成果	達成 状況
大気の汚染、騒音・振動の発生						
水質の保全、廃棄物の抑制、 人体への危険・感染防止						

1 事業概要

事務事業名		建築指導事業			会計	一般会計			
					事業区分	政策	実施区分	継続	
担当課等名		地域計画課			開始	S51	終了		
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称					
	戦略計画								
	分野別計画		飯田市都市計画						
	法令・例規等	○	建築基準法、土砂災害防止法、長野県建築基準条例						
事業目的		対象	飯田市全域						
		意図	建築基準法に適合する建築物等が築造される災害危険住宅に居住する者の生命と財産の安全が確保できる						

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		県からは限定特定行政庁を外すように依頼がありますが、人件費の面や組織上困難であるため現状のままとしています。 災害危険住宅移転事業については、改修等の手法に対して県の補助制度があてることが出来ないなど、事業者の意向に沿った事業になるように働きかけが必要です。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容			事業費(千円)
	建築確認及び完了検査並びに建築確認に係る事前相談や指導、庁内調整事務等を行います。 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域に存する危険住宅の移転に係る除却費用等の補助に関して、所有者との調整及び補助に関する事務を行います。			建築確認指導業務等に関する事務費			1,111
				位置指定道路台帳業務委託料			346
				災害危険住宅移転事業に関する補助経費			2,406
その他の経費						0	
活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)		単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	建築確認件数		件	300			
	完了検査件数		件	250			
	位置指定道路指定件数		件	10			
	災害危険住宅移転事業件数		件	3			
29年度 予算	財源の状況(千円)		当初予算額	特定財源内訳及び補足事項			
	事業費 計		3,863	(国) がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 (1/2) 1,203千円 (県) 災害危険住宅移転事業補助金 (1/4) 600千円 (そ) 建築確認手数料 1,456千円 (そ) 屋外広告物許可手数料 1千円			
	国庫支出金		1,203				
	県支出金		600				
	地方債		0				
	その他		1,457				
	一般財源		603				

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	5	2	10	1	1,457 0	建築指導費
2	1	8	5	2	10	2	2,406 0	災害危険住宅移転事業費
3								
4								
5								
6								
7								

[illegible]

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成状況	進捗状況・成果	達成状況
	各種法令に基づく申請等	各種法令に基づく申請等の事務を申請者等に対し、適切に指導を行う。	各種法令等に基づく申請等について適切に指導や事務を行っている。	○	年間を通じて各種法令等に基づく申請等に関する指導や事務を適切に行った。	○
	平成29年度末までに適切な指導を行う					

1 事業概要

事務事業名		公営住宅整備事業			会計	一般会計		
					事業区分	政策	実施区分	継続
担当課等名		地域計画課			開始	H16	終了	H30
根拠	主要区分	主	記号	計画等名称				
	戦略計画							
	分野別計画	○	飯田市住宅基本計画					
			公営住宅長寿命化計画					
	法令・例規等		公営住宅法					
事業目的		対象	公営住宅					
		意図	老朽化した公営住宅のストック解消、長寿命化を目的とした施設整備による安全安心な公営住宅の確保					

2 事業内容

事務事業を進める 上での課題認識 (前年度評価)		公営住宅は、真の住宅困窮者のための住宅であり、セーフティネットとしての役割を担う住宅として、将来的な需要を見据えた供給及び管理を含めた安心安全で適正な住宅整備を図る必要があります。					
29年度 取組	取組内容			経費の内容			事業費(千円)
	二ツ山市営住宅建替事業の最終年度にあたり、第7工区の4棟16戸の建替及び造成・外構、上下水・道路工事などにより整備します。 公営住宅等のストックは、耐用年限が過ぎて建物や設備の老朽化が著しいものがあり、改善、建替、用途廃止等を公営住宅長寿命化計画により計画しています。建物の長寿命化を目的とした屋根や外壁の塗装工事として北の原団地の2棟の改修工事を行います。			二ツ山市営住宅建替整備			187,558
				北の原団地E・F棟屋根・外壁改修工事			27,966
				二ツ山市営住宅解体工事他			17,131
その他の経費							0
活動指標	指標名 (数値で表せる活動量)		単位	平成29年度 計画	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	建替戸数/建替計画戸数		%	100			
	整備済件数/整備予定件数		%	65			
29年度 予算	財源の状況(千円)		当初予算額	特定財源内訳及び補足事項			
	事業費 計		232,655	(国) 社会資本整備総合交付金(地域住宅等整備計画)(1/2) (地) 公営住宅建設(充当率100%)			
	国庫支出金		104,466				
	県支出金		0				
	地方債		109,300				
	その他		0				
	一般財源		18,889				

3 事務事業を構成する予算科目

番号	会計	款	項	目	大 事 業	中 事 業	当初予算額 現計予算額	中事業名(科目名称)
1	1	8	5	3	11	1	5,112 0	事務費
2	1	8	5	3	11	2	208,932 0	公営住宅整備事業費(補助)
3	1	8	5	3	12	1	18,611 0	公営住宅整備事業費(単独)
4								
5								
6								
7								

(環境ISO管理)

事業No. 258 事業名 公営住宅整備事業

地域計画課

環境側面	常時	非常時	緊急	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5	評価6	著しい	法令順守	要求事項	中間	年間
一般事務	○			－	×	×	－	×	－		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	対象建設工事の通知	○	○
計画・設計、工事監理業務	○			－	－	×	－	－	－					
解体・造成工事	○			×	×	×	－	×	×		長野県地球温暖化対策条例	対象建設工事について環境エネルギー性能計画届出書の提出	○	○
建築工事	○			×	×	×	×	×	×		エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	対象建設工事について省エネ措置の届出の提出	○	○
再生砕石の使用	○			－	－	－	－	○	－					
省エネ機器の使用	○			－	－	○	－	－	－		景観法、飯田市景観条例	行為の通知及び景観育成基準への適合	○	○
排ガス対策、低騒音・低振動型建設機械の使用	○			○	－	○	－	－	○					
工事排水等の環境汚染の発生抑制	○			－	－	－	○	－	－					

リスク・機会	環境目標	環境目標達成のための手段・方法・手順	中間評価		年間評価	
	①実施事項 ②達成期限（いつまでに） ③結果の評価方法（どのような水準で）		進捗状況・成果	達成 状況	進捗状況・成果	達成 状況
建設工事等における生活環境の汚染（大気、水質、土壌・地下水等）、地球環境への環境影響（温暖化、天然資源の枯渇、オゾン層の破壊、熱帯林の減少）	建設リサイクル法における対象建設工事の通知を規定された期日までに（工事着手前）適切な計画のもと提出する	・工事請負業者と連携し適切な、工事計画を立てる。	・工事施工者と連携し、適切な工事計画を立て、通知書の提出を行った。	○	・工事施工者と連携し、適切な工事計画を立て、通知書の提出を行いました。また、計画に沿った施工を行いました。	○
	省エネ法における対象建設工事についての届出を規定された期日までに（工事着手21日前）適切な省エネ措置のもと提出する	・実施設計委託業者と連携し、適切な省エネ措置の計画を立てる。	・対象工事は1件であり、実施設計者と適切な省エネ措置の計画をたて、届出を提出した。	○	・対象工事は年間で1件であり、実施設計者と適切な省エネ措置の計画をたて、届出を提出しました。また、計画に沿った施工を行いました。	○
対策機器及び建設機械等の使用による生活環境の保全（大気、水質、土壌・地下水等）、有害化学物質の発生の抑制						